

逗子市渡邊利三奨学金

Q&A

■ ■ 募集・応募 ■ ■

Q いつから募集ははじまりますか。

A 令和8年4月に募集を開始します。

Q 大学1年生は応募できますか？

A 今回大学1年生の募集は行っておりません。

Q 大学2年生、大学4年生は応募できますか？

A 2年生、4年生については欠員補充となりますので、欠員が生じない場合は募集がありません。2年生、4年生の募集があるかどうかについては、受付期間開始以降に市ホームページでご確認ください。

Q 海外の大学や外国大学の日本校に入学した場合は応募できますか？

A 応募できません。学校教育法に規定する大学(ただし、短期大学及び大学院を除く。)が対象になります。

Q 大学校に入学した場合は応募できますか？

A 応募できません。学校教育法に規定する大学(ただし、短期大学及び大学院を除く。)が対象になります。

Q 親が代理で応募できますか？

A 応募できません。奨学金は学生本人に支給するものなので、必ず本人が応募してください。

■ ■ 申請手続き ■ ■

Q 課税(非課税)証明書はだれの分が必要ですか？

A 同一世帯において、収入のある者全員分が必要になります。扶養の範囲内でパート勤務している者や、本人・兄弟のアルバイト勤務も含まれます。単身赴任等により同居していない生計維持者又は、同一世帯でない生計維持者がいる場合は、その方の課税(非課税)証明書も必要になります。

Q 同一世帯全体における令和7年度の市民税所得割額が合計 150,000 円以内とは、どこ

で確認すればいいですか？

A 課税(非課税)証明書の市民税所得割額の欄を確認してください。

令和7年度課税額は、令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて算定されます。
例えば、4人家族(給与所得者1名)の場合、令和6年中の年収が650万円程度だと対象になります(あくまでも目安であり、家族構成等によって異なるため、各自必ずご確認ください。)

提出書類は、源泉徴収票や確定申告書の控え等ではなく、必ず課税(非課税)証明書(原本)になります。

■■ 受給者の義務 ■■

Q 奨学金受給者となった場合、行わなければならないことはありますか？

A 毎年開催する、奨学金受給者認定証授与式に出席していただきます。また、休学、停学、退学等の学籍異動情報や、本人や父母等の氏名・住所等の変更については直ちに財団に届け出る必要があります。その他、財団からの書類の提出指示等には従っていただきます。

■■ 奨学金の継続 ■■

Q 奨学金の継続の条件の詳細を教えてください。

A 次年度も継続して受給する条件は以下のとおりです。

・当該学年末までの成績が標準化 GPA3.0 以上であること(年度末に成績証明書を提出いただき、確認します。)

・同一世帯全体における直近の市民税所得割額が合計 150,000 円以下であること(年度末に課税(非課税)証明書をご提出いただき、確認します。)

また、逗子市から転居した場合や、退学・停学等になった場合などは翌月から支給を打ち切る場合があります。